

制約付き一般競争入札を行いますので、金沢市契約規則（平成15年規則第1号）第3条の規定により公告します。

令和8年9月29日

金沢市長 村 山 卓
(公 印 省 略)

- | | | |
|----------|-------|---------------------------------|
| 1 入札対象工事 | 工 事 名 | 南新保区画整理事業 南新保戸水線舗装工事（交8－6工区） |
| | 工事場所 | 金沢市南新保土地区画整理事業施行地区内 |
| | 工 期 | 令和9年1月29日まで |
| | 工事概要 | 施工延長 L＝48m
アスファルト舗装工 A＝1463㎡ |

本工事は、電子入札対象工事とします。

- 2 予定価格 15,890,000円（税抜き）

- 3 入札参加資格 競争に参加できる者は、次の要件を全て満たす者としてします。

- ① 令和8年度の金沢市建設工事競争入札参加資格において、舗装工事の等級が「A」等級に格付されていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、金沢市長が別に定める手続に基づく一般競争入札に参加する資格の再認定を受けていること。）。)
- ② 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記①の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- ③ 発注工種について、建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23第1項に規定する経営事項審査を受けた者であり、公告日から契約締結日まで有効期間が連続している経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（以下「通知書」という。）を有する者であること。なお、「有効期間が連続している」とは、更新後の通知書の発行日が更新前の有効期限の満了日以前であることとする。
- ④ 役員（役員として登記又は届出がされていないが、事実上経営に参画している者を含む。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団関係者（暴力団の構成員及び暴力団に協力し、又は関与する等これと交わりを持つ者をいう。）と認められる者でないこと。
- ⑤ 主たる営業所（令和6年告示第320号（建設工事に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等について）に基づく入札参加資格の審査の申請において提出した主たる営業所に関する誓約書の内容を全て満たしている営業所をいう。）の所在地が金沢市内であること。
- ⑥ 審査基準日が令和7年10月1日直前の経営事項審査において、舗装工事の年間平均完成工事高が4,000万円以上であること。
- ⑦ 平成23年4月1日以後に、石川県内において国、公団、地方公共団体又は公益企業発注のアスファルト舗装工事（契約額が130万円を超える（令和7年度以降に契約した工事は200万円を超える）工事に限る。かつ、金沢市発注のものにあっては、工事成績評点が65点以上であるものに限る。）を元請として施工し、引き渡した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合に限る。）。)
- ⑧ 次に掲げる者に該当する場合は、それぞれ次に定める要件を満たすこと。
ア 令和6年4月1日から令和8年3月31日までの間に金沢市発注の舗装工事の竣工検査を受けた者 当該竣工検査に係る工事成績評点の平均点が65点以上であること。
イ 令和7年10月6日から入札参加申込の受付期間の最終日までの間に金沢市発注の舗装工事の竣工検査を受けた者 当該竣工検査に係る工事に、調査基準価格を下回った価格で契約した工事であって、工事成績評点が60点未満のものが無いこと。
- ⑨ 入札参加申込の受付期間の最終日から同工事の開札日までの間、金沢市入札参加資格者指名停止措置要領に基づく指名停止期間中でないこと。
- ⑩ 本市の市税を滞納していないこと。

- 4 入札参加申込 本市の電子入札システムにおいて、下記書類を添付の上、参加申込みをしてください。
手続

◎競争参加申請書

受付期間は令和8年10月1日（木）午前9時から令和8年10月5日（月）正午まで（時間厳守）とし、電子入札システムで受け付けます。なお、やむを得ない事由[※]により電子入札システムで申請できない場合は、紙により競争参加申請書及び紙入札方式承諾願、各2部を令和8年10月5日（月）午前9時から同日正午まで（時間厳守）に金沢市総務局監理課へ直接お持ちください。

電子入札システムにより添付する書類のファイルの名称は「南新保区画整理事業 南新保戸水線舗装工事（交8-6工区）」とし、その前に括弧書きで会社名を付け加えてください。添付する書類の形式等は、電子入札運用基準「3. 関係書類の提出」に従ってください。

注) やむを得ない事由の例示

- ① 電子証明書（以下「ICカード」という。）が失効、閉塞、破損等で使用できなくなり、ICカード再発行の申請（準備）中の場合
- ② 商号又は名称・所在地・代表者の変更により、ICカードの取得が間に合わない場合

- | | | |
|---|-------------|--|
| 5 | 契約の条項等を示す場所 | 金沢市建設工事請負契約書は、金沢市総務局監理課において、縦覧することができます。 |
| 6 | 設計図書等の閲覧方法 | 設計図書等については、入札情報システムからダウンロードしてください。
(注) 入札に参加する場合は、必ず設計図書を閲覧してください。 |
| 7 | 設計図書の質問及び回答 | 設計図書に関して質問がある場合は、次に従い金沢市総務局監理課宛てに電子メールで送信してください。
質 問：令和8年10月 7日（水）正午まで（必着）
回 答：令和8年10月13日（火）までに、入札情報システムにおいて公開 |

送信先アドレス：nyusatsu@city.kanazawa.lg.jp

注) 電子メールの送信にあたっては、次のとおりとしてください。

- ① 質問（様式自由、記名のこと。）はPDF形式でファイル添付すること。
 - ② 添付ファイルの名称は、4（入札参加申込手続）の電子入札システムにより添付する書類のファイル名とすること。
 - ③ メールの件名は「設計図書の質問」（添付ファイルの名称）」とすること。
 - ④ メール送信後、監理課工事契約係に受信確認の電話連絡をすること。 電話（076）220-2101
- なお、電子メールで送信できない場合は、書面（様式自由、記名のこと。）により金沢市総務局監理課へ直接お持ちください。

- | | | |
|----|------------|---|
| 8 | 入札執行場所及び日時 | 金沢市広坂1丁目1番1号 金沢市役所総務局監理課電子入札室
入 札 開 始 日 時：令和8年10月16日（金） 午前 9時
入札書提出締切日時：令和8年10月19日（月） 午後 1時
開 札 日 時：令和8年10月20日（火） 午前10時 |
| 9 | 工事費内訳書の提出 | (1) 入札に際し、入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書を提出してください。
(2) 工事費内訳書の様式は、6（設計図書等の閲覧方法）でダウンロードした設計図書中、『設計書』のファイルで作成してください（自由様式不可）。
(3) 工事費内訳書を提出しないときは、入札に参加できません。 |
| 10 | 入札参加資格審査 | 開札時点では、落札を保留して、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者（最低制限価格を設けた場合にあっては、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち、最低の価格をもって申込みをした者）を落札候補者として入札参加資格の審査を行います。
このため、入札参加申請者は、下記の書類について本工事の開札日時までに用意をしてください。
また、落札候補者とする旨の宣言又は通知を受けた者は、令和8年10月21日（水）正午まで（時間厳守）に金沢市総務局監理課宛てに電子メールで送信してください。 |

送信先アドレス：nyusatsu@city.kanazawa.lg.jp

注) 電子メールの送信にあたっては、次のとおりとしてください。

- ① 提出書類はPDF形式でファイル添付すること。
 - ② 添付ファイルの名称は、4（入札参加申込手続）の電子入札システムにより添付する書類のファイル名とすること。
 - ③ メールの件名は「入札参加資格審査」（添付ファイルの名称）」とすること。
- なお、電子メールで送信できない場合は、書面により金沢市総務局監理課へ直接お持ちください。

- (1) 競争参加資格確認申請書
- (2) 経営事項審査の基準日が令和7年10月1日直前の通知書（写し）
（ただし、有効期間が満了している場合は直近の通知書（写し）も提出してください。）
- (3) 同種・類似工事の施工実績及び配置予定技術者の資格調書

3（入札参加資格）の⑦の施工実績は、可能な限り工事実績情報システム（CORINS）に登録されている工事から選定してください（登録されていない工事でも記載可）。

記載した工事概要や契約内容が明確に分かる資料（CORINSカルテ、契約書、設計図書等）を添付してください（CORINSカルテに工事概要が記載されている場合は、カルテのみでも可）。

(4) 3 (入札参加資格) の⑤についての確認調書

なお、(1)、(3)及び(4)の書類は、入札情報システムからダウンロードしてください。

- 11 落札者の決定 落札候補者の入札参加資格を審査し、落札候補者が入札参加資格を有していると認めた場合には、落札者として決定し、その旨を通知します。
なお、落札者とする旨の通知を受けた者は、建設業法第20条の2第2項の規定に基づき、工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、落札決定から請負契約を締結するまでに、金沢市総務局監理課に、その旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて通知してください。
- 12 入札保証金 免除
- 13 契約保証金 納付（契約を締結する者が納付すべき契約保証金の額は、契約金額の100分の10以上とします。）
ただし、金沢市契約規則の規定により契約保証金に代えて、担保を提供し、又は納付の免除を受けることができます。
- 14 契約書の要否 要
- 15 支払条件 前金払 請負金額の40%以内
(契約金額が200万円以上の場合に限る。)
中間前金払 請負金額の20%以内
(契約金額が200万円以上の場合に限る。)
部分払 令和9年1月 30%以内
(契約金額が1,000万円以上の場合で、かつ、工期が100日を超える場合に限る。)
*ただし、中間前金払と部分払については、契約締結時にどちらかを選択
- 16 入札に関する無効事項 (1) 入札参加資格のない者が入札した場合
(2) 入札に参加しようとする者が協定して入札した場合又は入札に際し不正の行為があった場合
(3) 同一事項の入札に対し二つ以上入札した場合
(4) 金沢市所定の入札書を使用しない場合
(5) 入札者の記名押印がない場合又は入札書の記載事項が不明確な場合
(6) 入札書の記載事項を訂正し、訂正事項に訂正印がない場合
(ただし、入札金額を訂正した場合は、訂正印を押しても無効とします。)
(7) 予定価格を上回る額で入札をした場合
(8) 同一入札に参加する複数の者が次に掲げる基準（以下「基準」という。）に該当する場合は、基準に該当した者の入札は無効として取り扱います。ただし、入札執行の完了に至るまでに基準に該当する事実が判明し、基準に該当する1者を除く全てが入札を辞退した場合には、残る1者の入札は有効として取り扱うものとします。
① 次に掲げる資本関係がある場合（子会社又は子会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合を除く。）
ア 親会社と子会社の関係にある場合
イ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合
② 次に掲げる人的関係がある場合
ア 一方の会社の役員が他方の役員を現に兼ねている場合（会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合を除く。）
イ 一方の会社の役員が他方の会社の管財人を現に兼ねている場合
③ 事業協同組合等と組合員の関係にある場合
④ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合
- 17 最低制限価格制度 この入札には、変動型最低制限価格制度を適用します。
- 18 建設リサイクル法対象工事 この工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事です。
- 19 その他の事項 (1) 当該工事の施工にあつては、必要な許可、技術者の選任等を含め、建設業法等の関係法令を遵守してください。
(2) 入札書には、消費税及び地方消費税相当額を除いた金額を記載してください。
(3) 入札書の宛名は「金沢市長」ですが、区画整理組合との契約締結になります。ただし、本工事の監督及び検査は、金沢市職員が行います。
(4) この公告及び詳細については、金沢市総務局監理課までお問い合わせください。 電話 (076) 220-2101
金沢市総務局監理課ホームページ
<https://www4.city.kanazawa.lg.jp/soshikikarasagasu/kanrika/gyomuannai/1/6511.html>